

生徒指導規程

生徒心得

1. 本校生徒としての誇りと自覚を持ち、自主自立の精神と協調の精神に基づいて行動し、お互いの人格を尊重し合い、高校生活を有意義に送ろう。
2. 生き生きとした高校生活を送るために、社会のルールを守り健康と安全に心掛けよう。
3. 自己の適性を発見し、創造性豊かな知性を磨き、困難な問題にも積極的に立ち向かう姿勢を持とう。
4. 自分の人生を自ら開拓していく強い意志を持とう。

生活に関する規定

第1章 校内生活に関すること

- 第1条 登下校は制服を着用し、下駄・サンダルまたはこれに類する履物は禁止する。（行事等の場合は、その都度指示する。）
- 第2条 制服は別図、別表の基準に合致したもので、フロッキーが貼付されたものとする。
- 第3条 登校時刻は8時30分とする。8時30分までに入室していること。
- 第4条 下校時刻16時50分とする。部活動等の場合は平日は19時00分、土曜日は17時00分とする。（但し、平日で「特別練習許可願」を提出している場合は20時00分とする）
- 第5条 無断外出は認めない。
- 第6条 電話による生徒の呼び出しは、保護者等からの緊急な場合のみ取り次ぐ。
- 第7条 授業に不必要な物は持参しないこと。

第2章 校外生活に関すること

- 第8条 夜間に外出する場合は、21時00分までに帰宅すること。
- 第9条 禁止されている場所の出入りはしないこと。
- 第10条 公共施設を利用する場合は、他人に迷惑をかけないようにすること。

第3章 届出や許可に関すること

- 第11条 やむを得ず制服以外の服装で登校するときは、担任へ届け出ること。この場合は指定ジャージを原則とする。
- 第12条 遅刻・欠席は、事前に保護者が担任へ連絡すること。事前に連絡が不可能な場合は、事後に必ず連絡すること。

第13条 早退・外出は、生徒手帳に予め記入し担任の許可を得ること。

第14条 校内の掲示物は生徒指導グループの許可を得ること。

第15条 アルバイトをする場合は、事前に届け出ること。（アルバイトは「アルバイトに関する規定」を参照のこと）

第16条 保護者及びそれに代わる者が同伴しない登山・キャンプ及び1泊以上の旅行等は、原則として保護者の許可を得て事前に担任へ届け出ること。

第17条 自転車で通学する場合は、担任へ届け出ること。（「交通安全に関する規定」を参照のこと）

第4章 服装・頭髪等に関すること

第18条 男子制服は次の通りとする。

- 1 学生服（別図参照）とし、ボタンは本校指定のものとする。
- 2 右襟に校章、左襟に学年組章をつける。
- 3 白ワイシャツを略装として認める。
- 4 上靴は本校指定の運動靴とする。

第19条 女子制服は次の通りとする。

- 1 本校指定（別図参照）のものとし、白ワイシャツに棒ネクタイ（上着と共布）を着用する。
- 2 左襟に校章・学年組章をつける。
- 3 スtockingは黒、紺、ベージュとする。
- 4 ベストを略装として認める。
- 5 上靴は本校指定の運動靴とする。

第20条 I型正装は次の通りとする。

- 1 本校指定（別図参照）のものとし、白ワイシャツに指定ネクタイを着用する。
- 2 I型ブレザーのボタンは本校指定のものとする。
- 3 ブレザーの左襟に校章バッジをつける。
- 4 通年にわたり、指定のベスト・セーターの着用を認める。
- 5 略装は、ブレザーなし・ノーネクタイを認める。また、ワイシャツに替えて、本校指定のポロシャツの着用を認める。
- 6 上靴は本校指定の運動靴とする。

第21条 II型正装は次の通りとする。

- 1 本校指定（別図参照）のものとし、白ワイシャツに指定ネクタイまたはリボンを着用する。
- 2 II型ブレザーのボタンは本校指定のものとする。
- 3 ブレザーの左襟に校章バッジをつける。
- 4 通年にわたり、指定のベスト・セーターの着用を認める。
- 5 Stockingは黒、紺、ベージュとする。また、II型スラックスの着用を認める。
- 6 略装は、ブレザーなし・ノーリボンを認める。また、ワイシャツに替えて、本校指定のポロシャツの着用を認める。
- 7 上靴は本校指定の運動靴とする。

第22条 頭髪の人工的ウェーブ・染色・脱色、剃りこみ等は禁止する。男子の頭髪は肩にかからない程度の長さとし、前髪は自然な状態で目にかからない程度の長さとする。

第23条 化粧、装身具（ピアス、指輪等）の着用は禁止する。

第5章 その他

第24条 身分証明書は常に携帯すること。

第25条 生徒相互の金銭の貸借、物品の売買等トラブルの原因となる行為は禁止する。

第26条 運転免許取得は原則として禁止する。（「交通安全に関する規定」を参照のこと）

附 則 この規定は平成12年 4月 1日より施行する。

平成19年 4月 1日一部改正 平成28年 4月 1日一部改正

平成21年 4月 1日一部改正 令和 2年 4月 1日一部改正

平成21年 7月16日一部改正 令和 5年 4月 1日一部改正

アルバイトに関する規定

（目的）

第1条 生徒の学校教育の充実、健康、安全、衛生、福祉の立場からこの規定を定める。

（届け出の義務）

第2条 アルバイトを希望する生徒は、就労する日の3日前までに、「アルバイト届」を担当へ提出すること。年度をまたいで継続する場合は、年度始めに再提出すること。なお、入学前・入学後約1ヶ月（手続きの開始を含めて、ゴールデンウィーク終了までは禁止）のアルバイトは認めない。

（担任の指導）

第3条 担任は、下記の観点から本人の学校教育活動に支障がないと判断した場合、その届を生徒指導グループに提出する。

- 1 目的が妥当であること。
- 2 日常の出欠・健康状態が正常であること。
- 3 学業生活が良好であること。
- 4 日常生活が健全であること。

なお、就労後であっても上記条件が満たされない場合にはアルバイトを停止することもある。

（条件）

第4条 次の条件が満たされていること。

- 1 労働基準法・年少者労働基準規則・児童福祉法に違反していない。
- 2 高校生としてふさわしい内容のものである。
（飲食店は、酒類の提供を主たる目的としていないこと）
- 3 午後9時までには終了する。但し、早朝のアルバイトについてはその都度審議する。
- 4 学業に支障をきたさない。（支障をきたしている場合は、担任及び生徒指導部で指導する）
- 5 保護者の同意がある。
- 6 危険を伴わないものである。
- 7 定期試験の1週間前から試験終了までは就労しない。
- 8 宿泊を伴わない。

附 則 この規定は平成12年 4月 1日より施行する。

平成19年 4月 1日一部改正。

平成24年 4月 1日一部改正。

平成27年 4月 7日一部改正。

懲戒に関する規定

- 第1条 学校教育法・学校教育法施行規則・北海道立高等学校学則・北海道常呂高等学校学則の定めるところによって、この規定を定める。
- 第2条 生徒への懲戒は、事実の正確な把握と平常及び懲戒後の指導を考慮し、「生徒指導グループ」において原案を作成する。
- 第3条 懲戒の種類は次の通りとする。
懲戒の種類
1) 退学 2) 停学（無期） 3) 訓告
- 第4条 懲戒は、職員会議における審議を経て学校長が決する。
- 第5条 懲戒は、本校生徒としての本分から逸脱した者及び禁止事項に違反した者に対して行う。
- 第6条 第5条の行為の情状が軽い者に対しては訓告を行う。
訓告は保護者を同席させて行う。
- 第7条 第5条の行為の情状が重い者に対しては謹慎（停学）を行う。
1 謹慎（停学）期間については、行為の情状に応じて、指導の目途としての日数を定める。
2 謹慎（停学）は、保護者の指導のもとに家庭において行う。
3 謹慎（停学）は、保護者の同席した場で命じ、命ぜられた生徒に対し、その期間の反省日誌及び反省文を提出させる。
4 謹慎（停学）により、指導の効果が著しいと認められたときは、その目途の日数を短縮することが出来る。
5 生徒の家庭状況により、謹慎（停学）に相応する措置を学校において行わせることが出来る。
- 第8条 指導措置決定のために期日を要するときは、一度登校を停止させ、指導措置の決定を速やかに行う。この場合、原則として指導措置決定後、登校を停止させた日数をその期間に含める。
- 第9条 退学は、北海道立高等学校学則第23条に該当するものに対して、保護者を同席させ命ずる。
- 第10条 懲戒のための事実調査、指導措置決定の経過を記録する表簿を整備し、保存するものとする。
- 附 則 この規定に定める禁止事項は次のとおりとする。
ア 定期試験における不正行為
イ 喫煙、飲酒、賭け事、その他の不良行為
ウ 公共その他の諸施設、物品を破損するなどの行為
エ 暴行、恐喝などの行為
オ 万引き、窃盗などの行為
カ 青少年立入禁止場所への出入り
キ 無免許などの悪質な交通違反など。交通安全に関する規定に違反する行為
ク その他生徒としてふさわしくない行為

附則 この規定は、平成14年 4月 1日から施行する。
平成19年 4月 1日一部改正。

（北海道立高等学校学則第23条による退学者）

- 1) 正行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2) 著しく学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- 3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- 4) 学校秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。
- 5) その他法律違反行為、人権侵害行為等

部活動に関する規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 次の通りとする。

- 1 共通の趣旨と関心を持ち、部員相互の親睦とその分野における研修を深める。
- 2 個性の伸長、自主性及び協調性を養うこととする。

(構成)

第2条 次の通りとする。

- 1 各部の部員は本校生徒をもって組織し、本校教員を顧問とする。
- 2 各部の構成は男女の区別はしない。

(役員)

第3条 部に次の役員を置く。(マネージャーは必要に応じて置くことができる。)

部長(1名) 副部長(若干名) マネージャー(若干名)

(新設の条件)

第4条 部の新設は、次の要件をすべて満たしていることを条件とする。

- 1 第1条、第2条にそっていること。
- 2 指導できる顧問が1人以上いること。
- 3 原則として、校地内で活動できること。
- 4 同好会を設立し、半年以上活動し、活動状況が良好であること。

(新設の手続き)

第5条 3月中に生徒指導グループに申請書を提出する。生徒指導グループで審議をし、職員会議を経て4月の生徒総会で決定する。但し、年度途中の部の新設は受け付けない。

(新設申請書)

第6条 新設を希望する場合は、次の事項を記入した申請書を顧問が作成し、3月中に生徒指導部へ提出しなければならない。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 部の名称 | 2. 新設理由及び活動目的 |
| 3. 顧問名及びその押印 | 4. 部員名簿 |
| 5. 年間活動場所 | 6. 年間活動計画 |
| 7. 予算の概算 | |

(入・退部届)

第7条 入・退部する場合は保護者の承諾を得ること。入・退部届は担任を経て該当顧問に提出し、該当顧問は生徒指導部に提出する。

(所属の制限)

第8条 部員は複数の部に所属することができる。但し、活動に支障がでないことを前提とし、当該顧問、担任、保護者の承認を得ること。

(休部)

第9条 活動する部員が不在となった時点で休部扱いとする。

(再始動)

第10条 休部中の部活動を再始動する場合は第4条1～3をすべて満たしていること。

(再始動の手続き)

第11条 次の手続き、手順を経て再始動が決定されるものとする。

- 1 顧問が「部活動再始動願」を生徒指導グループに提出し、その後生徒指導グループで審議する。内容については第6条1～6に準ずる。
- 2 職員会議で審議する。
- 3 生徒総会または評議会の審議を経て決定する。

(活動時間)

第12条 通常の活動時間は次の通りとする。

- 1 19時までとする。
- 2 休業日の開始時間は8時からとする。

(特別練習)

第13条 特別練習の時間は次の通りとし、該当部顧問は諸手続を行うものとする。

- 1 早朝は7時から8時までとする。(休業日は7時から9時まで)
- 2 夜間は19時から20時までとする。
- 3 顧問は「特別練習許可願」「保護者同意書」を生徒指導グループに提出する。

(定期試験時の活動の制限)

第14条 定期試験時の活動の制限は次の通りとする。

- 1 定期試験の1週間前から試験終了までの活動は原則として禁止する。
- 2 第15条で定められた大会等の期日が、試験終了日から1週間以内の場合は、その都度審議する。
- 3 高野連の大会については、その都度審議する。
- 4 早朝、夜間練習は原則として禁止する。

第2章 大会等の参加

(参加を認める大会等)

第15条 次の大会への参加は認めるものとする。

- 1 高体連、高野連、高文連が主催または共催する大会
- 2 他の団体が主催する大会
- 3 国民体育大会
- 4 その他校長が参加を認めた大会等

(参加資格)

第16条 次の条件をすべて満たしている場合、大会等への参加を認めるものとする。

- 1 大会等の参加資格を得た生徒。
- 2 保護者同意書を提出している生徒。
- 3 学習成績不振科目が2科目以下の生徒。
- 4 大会等の1週間前までのHRの欠席、遅刻、早退が2割を越えていない生徒。
- 5 生活態度が良好であり、本校の代表にふさわしい生徒。特に30日以内に懲戒を受けていない生徒。
- 6 マネージャーの参加は、選手が5名以上が参加する場合に原則として1名認める。但し、活動参加状況等を考慮する。

なお、3及び4については、審議の上考慮する事がある。

(参加手続き)

第17条 次の通りとする。

- 1 顧問は「遠征許可願」及び「保護者同意書」に大会要項を添付し、大会等の5日前までに生徒指導グループに提出すること。
- 2 対外運動競技等における教員特殊業務手当の支給対象となる引率教員数については、個人種目1名、団体種目1名とし、参加人数、出場形態及び生徒の安全確保等を考慮して1名を加えることができる。なお、参加人数、出場形態等、顧問の申し出により別途協議する。

(参加日程)

第18条 次の通りとする。

- 1 出発
 - (1) 地区大会への出発は、開会式・監督（顧問）主将会議に間に合うように出発すること。（当日出発して間に合わなければ前日出発とする。）
 - (2) 全道大会については、開会式・監督（顧問）主将会議の開催日の前日とする。
 - (3) 全国大会については、開会式・監督（顧問）主将会議の開催日の前々日とする。
- 2 帰着
帰りは試合終了後出来るだけ早い時間に帰着する。但し、時間帯、天候等により帰校が困難な場合はこの限りではない。

第3章 特別練習及び合宿

(練習試合及び合同練習)

第19条 次の通りとする。

- 1 学業に支障がない限り認める。常呂自治区外の場合顧問は「遠征許可願」及び「保護者同意書」を生徒指導グループに提出すること。
- 2 顧問は対戦相手学校長に校長名で「練習試合願」を、相手校から依頼があった場合は「回答書」を送付すること。
- 3 管内日帰りを原則とする。その他については別途審議する。
- 4 合同練習については必要書類を相手校に提出すること。

(合宿)

第20条 次の通りとする。

- 1 学業に支障がない限り認める。
- 2 常呂自治区外の合宿については年間2回までとする。但し、合宿の合計日数は10日以内とする。
- 3 顧問は「許可願」「実施要領」及び「保護者同意書」を生徒指導グループに提出すること。

(その他)

第21条 本校に部がない場合の大会・合宿の参加については、次の通りとする。

- 1 参加資格を有し参加を希望する生徒がいる場合は、その都度審議する。
- 2 教員が引率しない場合の参加に関すること全ては、保護者が責任を負うものとする。
- 3 当該競技の主要団体が主催する大会・合宿への公欠での参加を認める。

附 則 この規定は平成12年 4月 1日より施行する。

平成15年	4月	1日一部改正
平成16年	4月	1日一部改正
平成17年	4月20日	一部改正
平成19年	4月	1日一部改正
平成20年	4月	1日一部改正
平成21年	4月	1日一部改正
平成23年	4月	1日一部改正
平成28年	7月15日	一部改正
令和 2年	4月	1日一部改正
令和 5年	4月	1日一部改正

同好会に関する規定

(新設の条件)

第1条 同好会の新設は、次の要件をすべて満たしていることを条件とする。

- 1 会員が5名以上で、本校の教職員が顧問であること。但し、会員にマネージャーは含まない。
- 2 年間を通して活動し、複数年間の持続性が有るもの。
- 3 原則として校地内で活動出来ること。

(新設の手続き、決定)

第2条 次の手続き、手順を経て新設が決定されるものとする。

- 1 顧問が「同好会新設願」を生徒指導グループに提出する。内容については「部活動に関する規定」第6条1～6に準ずる。
- 2 職員会議で審議する。
- 3 評議会の審議を経て生徒総会で決定する。

なお、部への昇格については、「部活動に関する規定」第4条を参照のこと。

(廃止)

第3条 次の条件に該当する場合、同好会を廃止するものとする。

- 1 前期生徒総会の時点で部員が存在しない場合は、以下（第4条）の「手続き」に従って廃止とする。

(手続き)

第4条 廃部の場合は次の手続きを経て決定する。

- 1 生徒指導グループが部員数と活動状況を把握し、職員会議で審議する。
- 2 評議会を経て、生徒総会（同好会として承認された生徒総会の1年後）で決定する。

(活動費)

第5条 生徒会からの活動費は、無いものとする。

(その他)

第6条 活動その他は部活動に関する規定に準ずる。

附 則 この規定は平成21年 4月 1日より施行する。

遠征費・負担金等の支出規定

第1章 遠征費

第1条 「部活動に関する規定」第15条で認められた大会等に参加する場合、遠征費を支給する。但し、部がある場合に限る。

第2条 支給人数は大会要項の規定人数内とし、マネージャーは1名までとする。

第3条 生徒会の遠征費（交通費、宿泊費）は年度内2回、文化体育振興会の遠征費（宿泊費）は年度内2回を限度に支給する。

第4条 支給の内訳は次の通りとする。

		生 徒 会		文 化 体 育 振 興 会
遠 征 費	支部大会	交通費	50,000円が上限	
		宿泊費	1,500円	2,500円
	全道大会 以 上	交通費		
		宿泊費		3,000円（1泊）

※交通費の実費とは公共の交通機関の運賃・料金である。

第5条 前の各項に該当しない場合は、その都度審議する。

第2章 負担金

第6条 「部活動に関する規定」第15条で認められた大会等に参加する場合、年度内に2回まで大会参加料を支給する。

第7条 所属する団体の規定に従い、団体登録料及び諸経費を支給する。

第8条 支出内訳は次の通りとする。

	生徒会
団体参加料	実 費
団体登録料	実 費
個人登録料	個人負担

第9条 前の各項に該当しない場合はその都度審議する。

附 則 この規定は平成12年 4月 1日より施行する。

平成14年	4月	1日一部改正	令和 2年	4月	1日一部改正
平成15年	4月	1日一部改正			
平成19年	4月	1日一部改正			
平成20年	4月	1日一部改正			
平成22年	4月	1日一部改正			
平成27年	4月	1日一部改正			
平成29年	4月	1日一部改正			

交通安全に関する規定

(目的)

第1条 交通事故が激増していることから、自他の生命の安全を守り、学校生活及び社会生活を円滑に営む意識を育てる。

(徒歩通学)

第2条 1 道路の横断は、信号機・横断歩道のあるところで行う。斜め横断や走りながらの横断はしない。
2 歩道・車道の区別のある道路では、必ず歩道を通り、区別のない道路は右側端を横に広がらないように歩く。

(バス通学)

第3条 1 乗降に注意し、常に危険のないように配慮すること。
2 車内のマナーに注意し、同乗者に迷惑にならないこと。
3 定期券の期限に注意し、不正乗車のないようにすること。

(自転車通学)

第4条 1 「自転車通学届」を提出し、車両の点検を受け登録すること。
2 年度に2回(4月、9月)、ブレーキ・ライト・タイヤ・後輪車軸・反射板等を点検する。(点検はHR担任・各HRの風紀委員が行なう)
3 合格車両は、後部泥よけにシールを貼付する。
4 不合格車両は早急に修理させ、再度点検する。(不合格車両での登校は認めない)
※点検台帳に点検状況、登録番号を記入する。(台帳は、生徒指導グループが作成、保管する)
5 年度途中に通学届があった場合は、その都度点検する。
6 冬期間の自転車通学は禁止する。(期間は指示する)
7 登校後は所定の自転車置場に置くこと。
8 2人乗り、無灯火、並列走行などの危険な行為は禁止する。

(免許取得)

第5条 1 自動車運転免許

(許可)

下記の条件を満たし、保護者の同意を得た3年生に許可を与える。

- ①進路先が内定している。(但し、家庭学習期間はこの限りではない)
- ②自動車学校・自動車教習所での教習開始は後期以降(10月1日)とする。
- ③免許証は保護者が保管し、在学中は運転しない。
- ④学習・生活面に支障がない。

(手続き) 下記の手順を踏まえること。

- ①免許取得願及び誓約書を提出する。
- ②免許取得に関する説明会に生徒・保護者ともに参加する。(家庭学習期間中に「免許取得願」を提出する場合はこの限りではない)
- ③「自動車教習承認書」を受け取り、自動車学校・自動車教習所に提出する。
- ④免許取得後は、「車両運転免許取得届」を提出すること。
- ⑤違反した場合は、取得許可を取り消すことがある。

(教習及び受検の制限)

- ①授業及び行事を欠いての教習は認めない。
- ②仮免許試験及び本免許試験を授業日に受験の希望をする場合は、学校に自動車学校・教習所発行の修了証明書(仮免許試験)又は卒業証明書(本免許試験)を提出し許可を得ること。ただし、学校行事、補習、追試などがある場合は受験を禁止する。
- ③試験1週間前から試験終了までの教習、及び受検は禁止する。

(免許取得後の取り扱い)

①在学中は、運転を禁止する。

②保護者は、免許証の保管・管理及び、生徒の監督に責任を持つ。

2 原動機付自転車・自動二輪車運転免許

原動機付自転車、自動二輪車の運転免許取得は原則として禁止する。

3 その他

成績不振や生活上問題のある生徒については免許取得を認めないことがある。

4 上記以外の免許取得について

その他の免許取得に関しては、その都度別途審議する。

附 則	平成12年	4月	1日より施行する。
	平成14年	4月	1日一部改正。
	平成19年	4月	1日一部改正。
	令和2年	8月	1日一部改正。

生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は、北海道常呂高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、北海道常呂高等学校生徒全員によって組織する。

第3条 本会は、会員の自発的・自治的精神に基づく生徒会活動を通じて、学校生活の充実、向上及び会員相互の親睦を図り有意義な学校生活を営むことを目的とする。

第4条 会員は、本会の諸活動にすすんで参加し、その決定に従わなければならない。

第5条 本会は、本校の教員を顧問とし、その指導助言を得ながら活動する。なお、本会の最終決定事項の実施には、学校長の承認を必要とする。

第6条 会員は本会の運営に必要な会費を負担する。

第2章 組織

第7条 本会は第3条の目的を達成するため、次の機関により構成される。

- | | | |
|-----------|-----------|--------------|
| 1 生徒総会 | 2 ホームルーム | 3 評議会 |
| 4 書記局 | 5 執行部 | 6 常任委員会および外局 |
| 7 選挙管理委員会 | 8 会計監査委員会 | |

第3章 役員

第8条 本会は次の役員をおく。

- | | | | |
|-------------------|----------|---------|---------|
| 1 生徒会長 1名 | 2 副会長 2名 | 3 書記 1名 | 4 会計 1名 |
| 5 各常任委員長、各外局長 各1名 | | | |

第9条 第7条6に定めた常任委員会並びに外局は以下のとおりとする。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 体育委員会 | 2 風紀委員会 | 3 保健委員会 |
| 4 放送局 | 5 図書局 | |

第10条 会計監査委員会及び選挙管理委員会に次の役員をおく。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 会計監査委員長 1名 | 2 選挙管理委員長 1名 |
|--------------|--------------|

第11条 役員および各機関の構成員の選出は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長は、立候補制に基づく全会員の投票によって選出される。
- 2 書記・会計は会長の推薦によって選出され、評議会で承認する。
- 3 各常任委員長及び外局長は、各常任委員会及び外局内での互選によって選出され、評議会で承認する。
- 4 各常任委員、各外局員、評議員、会計監査委員、選挙管理委員は各ホームルームより選出される。

第12条 役員および各機関の構成員の任期は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、書記及び会計、各常任委員長、各外局長は、10月から翌年9月までの1年間とする。
- 2 評議員、各常任委員、各外局員は4月から9月まで、及び10月から翌年3月までとする。
- 3 会計監査委員、選挙管理委員は4月から翌年3月までとする。
- 4 任期満了後の役員の再任は妨げない。

第13条 役員および各機関の構成員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は生徒会を代表し会務にあたり一切の責務を果たす。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 3 書記は生徒総会並びに執行部会、評議会の議事を記録し保管する。
- 4 会計は会計に関する規定に基づいて会計事務を行う。
- 5 各常任委員長及び外局長は、それぞれの常任委員会または外局を統轄する。
- 6 評議員は議事運営細則に基づきその任務を行う。
- 7 各常任委員、各外局員は各部門の活動を推進する。

第14条 役員の解任

- 1 会長、副会長、書記、会計
 - (1) 解任の請求には会員の過半数の署名が必要であり、代表者はその名簿と理由書を選挙管理委員長に提出する。
 - (2) 選挙管理委員会は、不信任投票を行い会員の3分の2以上の賛成を得られれば成立する。後任は第11条の1、2により選出する。
- 2 常任委員長、外局長
 - (1) 会員の過半数の署名が必要であり、代表者はその名簿と理由書を選挙管理委員長に提出する。
 - (2) 会長は評議會を召集し、評議員の3分の2以上の賛成が得られれば該当役員は解任される。後任は第11条の3により選出する。

第15条 役員の辞任

- 1 会長、副会長は辞任願いを評議会の議長に提出する。
- 2 書記、会計、常任委員長、外局長は辞任願いを会長に提出する。
以上の手続きを経て評議会の承認を得る。
- 3 後任は第11条の1、2、3により選出する。

第4章 生徒総会

第16条 生徒総会は、本会の最高議決機関であり、全会員によって構成される。

第17条 定例生徒総会は、4月と10月に会長が召集し、次の事項を審議承認する。

- 1 各常任委員会及び外局の活動計画・実施報告
- 2 予算、決算に関する事項
- 3 生徒会会則の制定および改廃に関する事項
- 4 その他必要と認められた事項

第18条 生徒総会は次の場合、臨時にこれを召集することができる。

- 1 会長が必要と認めた場合
- 2 評議員の3分の2以上が要求した場合
- 3 会員の過半数が要求した場合

第19条 生徒総会は、全会員の4分の3以上の出席により成立する。各ホームルーム委員長はホームルームの出席者数を確認し、議長団に届け出る。

第20条 生徒総会の議題の議決は、出席会員の過半数による。

第21条 生徒総会議事運営の細目については、議事運営細則で定める。

第5章 ホームルーム

第22条 ホームルームはあらゆる生徒会活動の基礎基盤となる機関である。

第23条 ホームルームは次の役員をおく。

- 1 委員長 1名
- 2 副委員長 1名
- 3 書記兼会計 1名

第6章 評議会

第24条 評議会は生徒総会に次ぐ議決機関であり、次のことを審議する。

- 1 執行部より提出された全ての議案
- 2 本会の各機関の規則、細則の設定あるいは改正に関すること
- 3 ホームルームからの提案事項
- 4 生徒総会の議題となる全ての議案
- 5 その他、会則、細則に定める事項で、評議会の承認を必要とすること

第25条 評議会は、執行部と各ホームルームより選出された評議員によって構成される。

第26条 評議員は、原則として各ホームルーム委員長・副委員長・書記とする。

第27条 評議会は、次の場合に生徒会長が召集する。

- 1 生徒会長の要請があった場合
- 2 評議員の3分の1以上が要求した場合

第28条 評議会は、評議員の3分の2以上の出席で成立し、議決は定数の過半数をもって行う。

第29条 評議員は、評議会の結果を各ホームルームに報告しなければならない。

第30条 議決権は評議員のみが有する。

第31条 議決にあたって賛否同数の場合は、再度審議する。それでも賛否同数の場合は、否決されたものとする。

第32条 評議会議事運営の細目については、議事運営細則で定める。

第7章 議長団

第33条 以下のとおり定める。

- 1 議長団は、議長1名、副議長1名及び書記2名で構成され、生徒総会及び評議会の議事運営にあたる。
- 2 議長・副議長は、評議会により指名され、生徒総会で承認される。
- 3 書記は、生徒会書記が兼任する。
- 4 議長・副議長の任期は4月から9月まで、及び10月から3月までとする。

第34条 議長団は、次の任務及び権限を有する。

- 1 議長 (1) 円滑な議事進行及び議場の秩序維持に務める。
(2) 議事進行及び議場の秩序を阻害する者に注意を与え、従わない者に

は退場を命ずる権限を有する。

(3) 議事整理上、必要と認めた場合、発言を制する権限を有する。

- 2 副議長 議長を補佐し、議長に事故ある時は、代理を務める。
- 3 書記 議事の記録を務める。

第35条 議事録には、次の事項が記載されていなければならない。

- 1 会議の種類
- 2 開催年月日、開会・閉会時刻、場所
- 3 議長、副議長、記録者の氏名
- 4 学年、組別出席者数及び総出席者数
- 5 議題
- 6 発言者の学年、組、氏名及び発言内容
- 7 採決結果、承認及び議決事項
- 8 その他、必要と認めた事項

第36条 議長団は厳正中立を守り、議案に対する発言権及び議決権を有しない。

第37条 生徒総会の議長・副議長の解任は、生徒総会において解任の動議が出され、出席者の過半数の賛成があった時成立する。この場合は、生徒会長が仮議長をつとめる。

第38条 生徒総会の議長・副議長解任が成立した場合、第33条の2により、新議長・副議長を選出する。任期は前任者の残任期間とする。

第8章 書記局

第39条 書記局は生徒会活動を円滑に運営するための企画立案をし、本会を代表する機関である。

第40条 書記局は、会長、副会長、書記、会計をもって構成される。

第9章 執行部

第41条 執行部は、生徒会活動の企画・立案・運営を行う執行機関である。

第42条 執行部は書記局と、各常任委員長並びに各外局長によって構成され、会長が執行部会を統轄する。また、必要に応じて前記以外の関係機関の出席を求めることができる。

第43条 執行部会は、会長が必要と認めたとき召集するものとし、主として次の事項について執行する。

- 1 生徒会各機関の連絡調整に関する事項
- 2 予算案の立案作成に関する事項
- 3 書記局から委嘱された事項
- 4 その他、必要と認められた場合

第44条 会長を除く執行部に欠員が生じた場合は、2週間以内に補充を行う。その場合、副会長については選挙により、書記、会計については第11条の2により、各委員会及び外局については、該当常任委員会、外局内での互選とする。

第10章 各常任委員会及び外局

第45条 各常任委員会及び外局は、各ホームルームにおける活動と連携をとり、運営するものとする。

第46条 各常任委員会及び各外局は、各ホームルームより、原則として1名以上選出された常任委員および外局員によって構成される。

第47条 常任委員及び外局員に欠員が生じた場合は、該当ホームルームにおいて補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(体育委員会)

第48条 体育委員会は、ホームルームにおける体育的活動と連携し、体育的行事などの企画・立案・運営に関する事項を行う。

(風紀委員会)

第49条 風紀委員会は、会員の校内外における正しい生活習慣の確立及び生活規律の維持をはかるため次の事項を行う。

- 1 校内外の風紀改善に関する事項
- 2 交通安全街頭啓発・自転車点検の協力に関する事項

(保健委員会)

第50条 保健委員会は、会員の健康な生活への増進及び安全な生活環境の美化整備をはかるため次の事項を行う。

- 1 校内外の清掃・環境美化の推進に関する事項
- 2 保健的学校行事の協力活動に関する事項
- 3 その他会員の健康安全に関する事項

(放送局)

第51条 放送局は、校内放送及び各種行事における放送、視聴覚に関する次の事項を行う。

- 1 日常的広報活動・文化的活動などに関する事項
- 2 校内放送の企画・立案・実施、放送施設の管理運営に関する事項

(図書局)

第52条 図書局は、図書館及び読書活動の推進に関する次の事項を行う。

- 1 図書館の運営に参加し、会員の文化的素養を高めるための諸活動に関する事項
- 2 図書の貸し出し、管理その他図書館に必要な業務に関する事項

第11章 選挙管理委員会

第53条 本委員会は、選挙を管理運営する機関であり、選挙に関する一切の事務をつかさどる。

第54条 本委員会は各ホームルームより1名選出し、選出された人数で構成され、委員の互選によって選挙管理委員長1名を選出する。

第55条 選挙管理委員は立候補および、選挙活動に参加することができない。立候補する場合は、委員を辞さなければならない。

第57条 本委員会は次の事項を行う。

- 1 選挙日程および要項の公示
- 2 候補者の受付と公示
- 3 立会演説会の開催
- 4 投票・開票の管理および結果の公示
- 5 当選者の公示
- 6 選挙違反の確認と処置

第58条 選挙管理委員長の解任については、第14条の2に準ずる。但し、提出先は会長とする。

第59条 選挙管理委員に欠員が生じた場合は、該当ホームルームにおいて補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第60条 選挙に関する諸事項は選挙に関する細則による。

第12章 会計監査委員会

第61条 本委員会は、生徒会の適正な会計の監査および備品の保管・管理に務め、生徒会活動の円滑な運営に寄与する機関である。

第62条 本委員会は各ホームルームより1名選出し、選出されたもので構成され、委員の互選によって会計監査委員長1名を選出する。

第63条 会計監査委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 生徒会の決算時に会計事務を監査し、執行部に報告する。
- 2 生徒会費による部活動の購入物品を監査し、執行部に報告する。

第64条 会計監査委員長の解任については、第14条の2に準ずる。

第65条 会計監査委員に欠員が生じた場合は、該当ホームルームにおいて補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

附 則 本会則は平成12年 4月 1日より施行する。

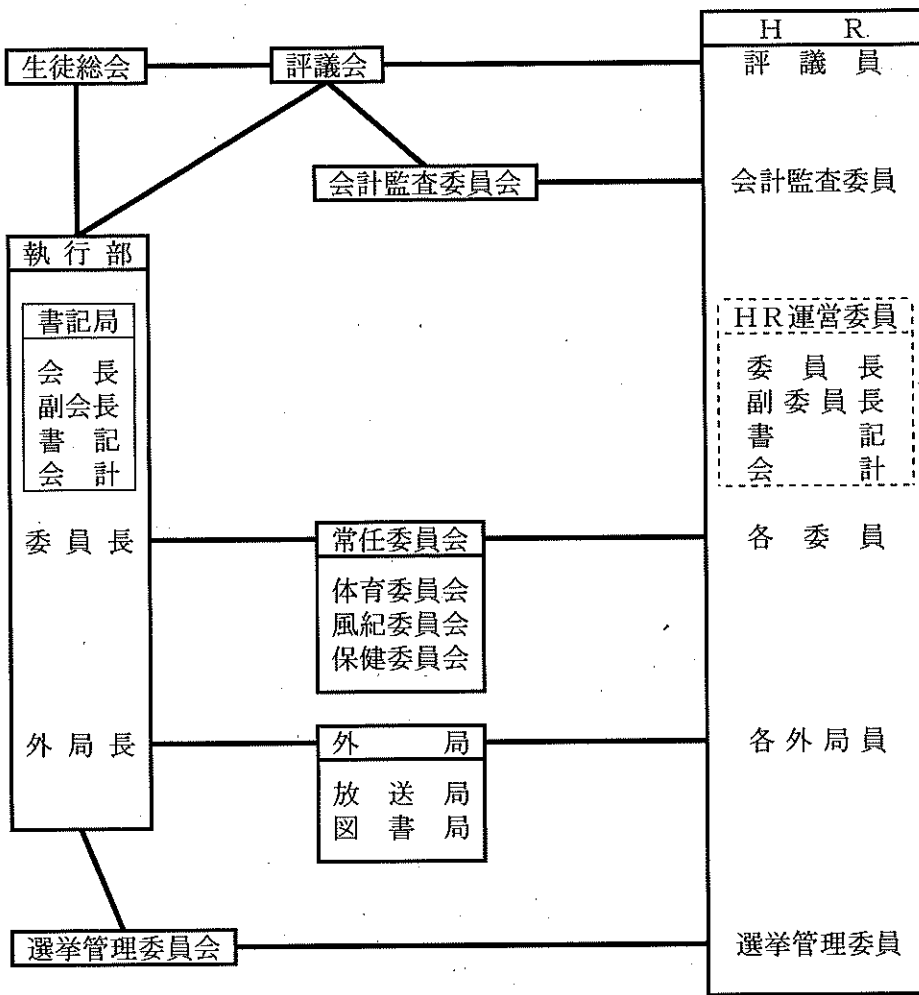
平成13年 4月 1日一部改正。

平成16年 4月 1日一部改正。

平成20年 4月 1日一部改正。

令和 5年 4月 1日一部改正。

生徒会機構図



議事運営細則

第1章 総則

第1条 この細則は、会則第4章第21条及び第6章第32条に基づき、生徒総会及び評議会における議事運営が、円滑に行われることを目的とする。

第2章 召集

第2条 生徒総会及び評議会は、会則第4章17条・18条及び会則6章27条に基づき、会長が召集する。

第3条 生徒総会及び評議会の開催日時については、会長が執行部・議長団と協議して決定する。

第4条 評議員の代理は原則として認めない。ただし、各ホームルームの評議員が欠席した日は、その日に限り代理を認める。

第3章 発言

第5条 発言は挙手し、議長の許可を得てから行われる。

第6条 発言は議長の指示に従い、学年、組、氏名を述べてから行う。

第7条 議事進行中は原則として、議題以外の事項について発言することは出来ない。

第4章 動議

第8条 審議過程における緊急動議の種類及び優先順位は、次の通りとする。なお、いずれも1名以上の支持者を必要とする。

- 1 議長・副議長の解任を求める動議
- 2 閉会を求める動議
- 3 審議を打ち切り、ただちに採決を求める動議

第5章 議決及び承認

第9条 生徒総会における承認は、十分な審議をしたのち議長の判断により次のいずれかにより、会則第4章第20条に基づき行う。

- 1 各会員の挙手により議長団が採決する。
- 2 各ホームルーム委員長が、議場でホームルームごとに賛否の人数を確認し、議長団に報告する。

第10条 生徒総会における採決は、賛否同数の場合、評議会に差し戻す。評議会については会則第6章第31条に基づく。

第11条 議決及び承認については、可決、承認又は否決、不承認のいずれかとし、否決、不承認の場合は廃案とする。

第6章 補則

第12条 本細則の改廃は、執行部又は評議員総数の過半数以上の発議により、ホームルーム審議を経て、評議会で決定する。

第13条 教員は、議長の承認を得て評議会で参考意見を述べることができる。

附 則 この細則は平成12年 4月 1日より施行する。

選挙に関する細則

第1章 総則

第1条 この細則は、会則第11章第61条に基づき、本生徒会の会長、副会長に関する選挙の円滑な運営をはかることを目的とする。

第2章 選挙権・被選挙権

第2条 選挙権は、全会員が有する。

第3条 被選挙権は、選挙監理委員を除く1，2年生の全会員が有する。

第3章 立候補

第4条 本選挙は立候補制とする。

第5条 立候補者は、選挙活動を支援する責任者を1名たてなければならない。

第6条 立候補者は、所定の届出用紙に必要事項を記入して、告示後1週間以内に、選挙管理委員会に提出しなければならない。

第7条 立候補者が立候補を取り消す場合は、所定の届出用紙に必要事項を記入して、投票日の1週間前までに、選挙管理委員会に届けなければならない。

第8条 受け付け締め切りまで立候補者が定員数に満たない時はその都度検討する。

第4章 選挙運動

第9条 選挙運動は、立会演説、ポスター、その他選挙管理委員会により指示または承認された方法で行うものとする。

第10条 選挙運動期間は、立候補届け出完了後より、投票日までとする。

第11条 選挙運動に使用する物品は、選挙管理委員会が指定した範囲に限る。

第12条 ポスターは、立候補者1人につき5枚までとし、選挙管理委員会の承認印を必要とする。また、掲示場所は、同委員会が指定する。

第13条 立会演説会は選挙管理委員会が開催し、立候補者は抱負・主張などを発表し、責任者が応援演説を行う。

第14条 立候補者と責任者のクラス回りは活動期間の朝のみとする。

第15条 次の行為は、選挙違反となる。

- 1 選挙管理委員の選挙運動
- 2 授業中及び校外での選挙運動
- 3 他の立候補者の名誉を侵害する言動
- 4 金品、暴力を伴う選挙運動
- 5 選挙管理委員会の指示に従わない選挙運動

第16条 選挙違反があった場合、選挙管理委員会が確認し、即刻違反事項を改めさせる。場合によっては、その立候補を取消することができる。

第5章 会長選挙

第17条 立候補者が規定の場合は信任投票を行い、過半数の信任票をもって当選とする。ただし、信任を得られなかった場合は、第3章の手続きをとり、新たに選挙を行う。

第18条 立候補者が規定以上の場合は、得票数の上位者を当選とする。ただし、得票数が同じで、当選者を決定し難い場合は、該当候補者について再投票を行う。

第6章 副会長選挙

第19条 副会長は、1、2年生より各1名選出する。

第20条 立候補者が規定の場合は、信任投票を行い過半数の信任票をもって当選とする。ただし、信任を得られなかった場合は、第3章の手続きをとり、新たに選挙を行う。

第21条 立候補者が規定以上の場合は、得票数の上位2名を当選とする。ただし、得票数が同じで、当選者を決定し難い場合は、該当候補者について再投票を行う。

第7章 投票・開票

第22条 投票・開票に関わる一切の業務は、選挙管理委員会が行う。

第23条 投票は選挙管理委員会の定める用紙、時間、場所により行い、1人1票に限る。また、不在者投票は認めない。

第24条 開票は、投票終了後即時行うことを原則とする。

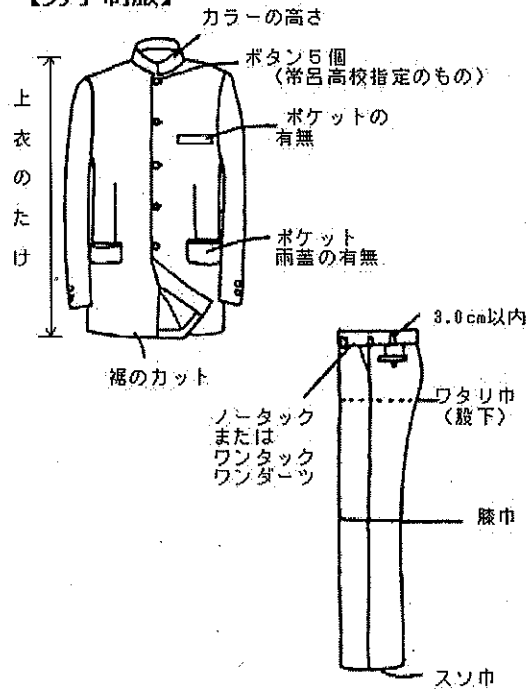
第25条 次の票は無効とする。

- 1 正規の投票用紙を使用していないもの
- 2 定められた記号以外の記入、もしくは無記入のもの
- 3 その他選挙管理委員会が無効と認めたもの

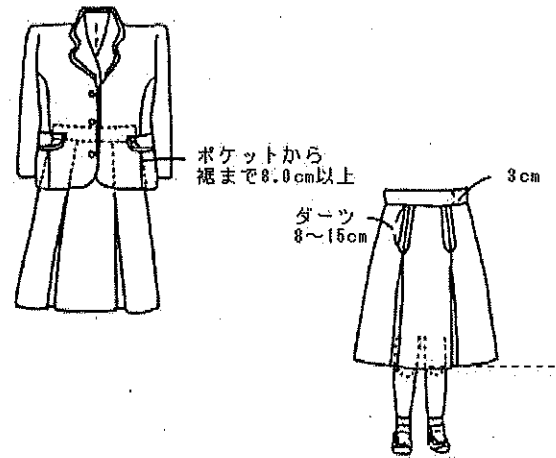
附 則 1 本細則に定められていない事項については、選挙管理委員会の協議に基づいて行われる。
2 本細則は、平成12年 4月 1日より施行する。

(別図) 北海道常呂高等学校制服

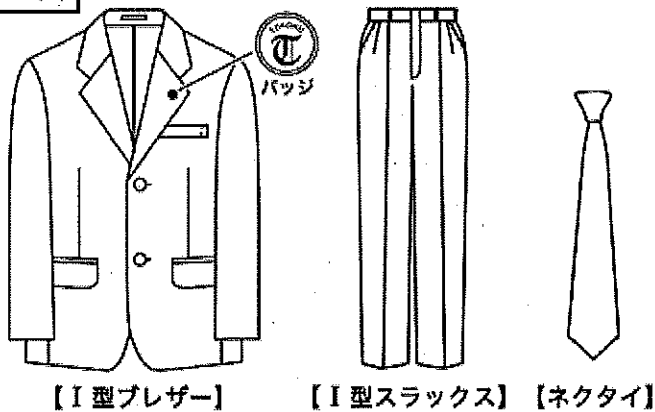
【男子制服】



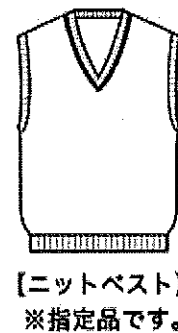
【女子制服】



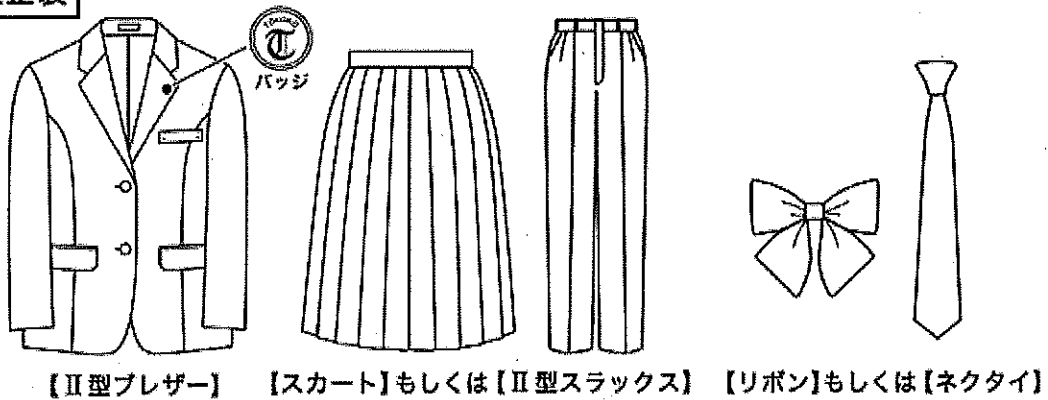
I 型正装



任意購入品



II 型正装



会計に関する規定

第1章 総則

第1条 この規定は、会計施行に関する事項を定め、会計業務の適性、円滑化を図ることを目的とする。

第2章 会計業務

第2条 本会の会計事務は、生徒会会計がその任務に当たる。

第3条 本会の出納事務は、生徒会会計顧問を通して行う。

第3章 会費・会計年度

第4条 本会の活動に関する諸経費は、生徒会入会金、生徒会費、事業収入・寄付金その他の収入によりまかなうものとする。入会金1,200円、月会費1,200円とする。

第5条 本会の会員は会費を納入する義務がある。また、本会の入会金、会費の変更については生徒総会をもって決定する。

第6条 本会の会計年度は、4月1日より、翌年の3月31日までとする。決算は4月の生徒総会で行う。

第4章 予算

第7条 各部（含む同好会）、各常任委員会、各外局は、予算案を年度始めの定められた期日までに、生徒会会計に提出しなければならない。

第8条 生徒会会計は、要求予算案と収入予算を比較して検討を行い、生徒会予算案を作成し、必要な資料を添えて評議会に提出する。その後生徒総会で審議、決定する。

第5章 購入・支出

第9条 各部、各常任委員会、各外局が予算を支出する場合は、支払決議書により、生徒会会計の承認を得なければならない。

第10条 物品を購入した際は、請求書及び領収書を生徒会会計に提出する。

第11条 予期せぬ支出に備えるため予備費をおき、その支出は評議会の承認を得て行う。ただし、緊急を要する場合は、事後に評議会の承認を得るものとする。

第6章 管理

第12条 生徒会会計は、生徒会に関する会計を記録する帳簿を備え、会計内容を明らかにし、収支に関する書類を保管しなければならない。

第13条 生徒会会計が扱う帳簿は、次の通りとする。
1 金銭出納簿（各部活動、各常任委員会、各外局、その他の分類をしたもの）
2 備品台帳

第7章 部活動活動費

第14条 部活動活動費は、前年度の活動費等を参考にして予算を配分して決定する。ただし、同好会は同好会に関する規定の第4条により定める。

第15条 部活動活動費で購入する物品は、活動に必要な物品とする。

附 則 この規定は平成12年 4月 1日より施行する。
平成14年 4月 1日一部改正。
平成19年 4月 1日一部改正。

諸 届 ・ 願 一 覧 表

種 類	様 式	届出 (先) 経路	備 考
(1) HR関係 ・ 欠席届 ・ 遅刻届 ・ 早退届 ・ 外出届 ・ 異装届 ・ 紛失物、拾得物届 ・ 器物破損届 ・ 住所変更届	生徒手帳 〃 〃 〃 用 紙 口 頭 用 紙 〃	H R 担 任 〃 〃 〃 〃 生徒指導部 HR担任→生徒指導グループ 〃	途中入室 の場合は 入室カー ドを記入 する。
(2) 交通安全関係 ・ 自転車通学届 ・ 車両運転免許取得願	用 紙 〃	HR担任→生徒指導グループ 〃	ステッカー貼付
(3) 旅行関係 ・ 旅行届(生徒同士で宿 泊を伴う旅行) ・ 登山、キャンプ等届 ・ 学割交付願	用 紙 〃 〃	HR担任→生徒指導グループ 〃 HR担任→事務	保護者同意書 保護者同意書
(4) 部活動関係 ・ 入部、退部届 ・ 遠征許可願 ・ 特別練習許可願 (夜間練習、練習試合等) ・ 合宿許可願	用 紙 〃 〃 〃	HR担任→部活顧問 部活顧問→生徒指導グループ 〃 〃	保護者同意書 〃 〃
(5) その他 ・ 掲示物の掲示、印刷物 の配布 ・ 物品借用願 ・ アルバイト届 ・ 集会届 ・ 対外活動参加願	口 頭 用 紙 〃 〃 〃	HR担任→生徒指導グループ 〃 〃 〃 〃	